

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件

保釈請求書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田



弁 護 人 鄭 一 志



弁 護 人 河 村



弁 護 人 瀬 川



弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件各被告事件について保釈を請求する。

目次

第1	総論	4
1	事案の概要	4
2	被告人らの主張の概要	4
3	被告人の勾留の状況	5
4	公判前整理手続の進行状況の概要	6
5	直近の打合せ期日の内容	7
6	弁護人の証拠意見	8
	(1) 担当裁判官の意見	8
	(2) 弁護人の証拠意見の変更の経緯	8
	(3) 本件回答と本件証拠意見の相違点	9
7	保釈が認められるべきこと	10
8	小括	11
第2	必要的保釈	11
1	被告人に罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）がないこと	11
	(1) 罪証隠滅の相当理由については現実的かつ具体的な検討が必要であること	11
	(2) 本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠	12
	(3) 被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれがないこと	13
ア	総論	13
イ	■氏及び■氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと	15
	(ア) ■氏について	15
	(イ) ■氏について	16
	(ウ) 小括	17
ウ	■氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと	18

(ア) ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的可能性がないこと.....	18
(イ) ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的かつ具体的な実効性がないこと..	19
(ウ) 小括.....	21
エ 小括.....	22
(4) 相被告人に関する罪証隠滅に具体的かつ現実的な実効性がないこと....	22
ア 共謀との関係.....	22
イ 故意との関係.....	22
ウ 小括.....	23
(5) 保釈条件.....	24
(6) 小括.....	27
2 結論.....	27
第3 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である.....	27
第4 結語.....	29

第1 総論

1 事案の概要

本件各被告事件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。なお、被告人は令和2年3月31日をもって被告会社の顧問を退任しており、それ以降被告会社と一切関係はない。）において、被告人及び相被告人（大川原正明（以下、「相被告人大川原」という。）及び島田順司（以下、「相被告人島田」という。））の3名が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）上その輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている、下記イないしハの要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能を有する噴霧乾燥器（外為法第48条第1項、輸出貿易管理令別表第一の三の二、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第5の2）を、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと（後行事件においては本件要件の全てには該当しない旨税関に申告した上、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと）を公訴事実とするものである。

記

- イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

以上

2 被告人らの主張の概要

被告人らはいずれも本件各被告事件において無罪を主張している。

もっとも、被告人らは、被告会社が本件各被告事件において問題とされている各噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を経済産業大臣の許可を得る

ことなく輸出した事実自体は争っていない。

被告人らは、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈について、オーストラリア・グループにおいて国際的に合意された規制リストと同一に解すべきこと（別紙２：予定主張記載書面（２）・第１参照）を前提に、本件噴霧乾燥器は本件要件に該当する客観的性能を有しないため輸出許可は不要であり、したがって、必然的に被告人らにおいて本件噴霧乾燥器が本件要件に該当するとの認識ないし共謀もない旨を主張して、犯罪の成立を争っているものである（別紙１：予定主張記載書面（１）参照）。

また、かかる「滅菌又は殺菌」の解釈については検察官との対立があるところ（別紙２：予定主張記載書面（２）・第２参照）、仮に検察官の採用する解釈を前提としたとしても、本件噴霧乾燥器は、その箇所によっては菌を死滅させるだけの温度を得ることができず、本件要件ハに該当しない旨もあわせて主張している（別紙１：予定主張記載書面（１）・第２・４・（３）・エ、別紙３：証拠調べ請求書参照）。

3 被告人の勾留の状況及び病状

本件では、７２歳と高齢の被告人に対して、令和２年（以下、特に記載のない限り同年とする。）３月１１日から既に８カ月以上にも及ぶ長期の勾留が続いている。

その間、被告人は、同年４月６日付け保釈請求、同年６月１９日付け保釈請求、同年８月２６日付け保釈請求、同年９月２９日付け保釈請求、同年１０月１９日付け保釈請求、１２月１日付け保釈請求を行ったがいずれも却下され、本件で７回目の保釈請求となる。

また、勾留期間中である同年９月２５日、被告人は貧血の症状を発症して東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに、貧血症状が酷かったため同日から同年１０月１日にかけて３回の輸血処置が行われた（合計１２００ccの輸血）。さらに、東京拘置所にて内視鏡検査及び病理検査を行った結果、胃癌であると診断さ

れた（貧血症状の原因は胃癌からの出血であった。）。同年10月7日、被告人にその旨が告知された（別紙23：電話聴取報告書）。

被告人は勾留執行停止決定を得て、[redacted]病院を受診したところ、「進行胃癌」と診断された（別紙24：診断書）。その後、再度勾留執行停止決定を得て、[redacted]病院を受診したところ、医師の指示により即日入院するとともに、肝臓への癌の転移が発見され「多発肝転移」と診断された（別紙25：診断書）。

現在、被告人は勾留執行停止延長決定（別紙27：決定書。勾留執行停止の終期は令和3年6月7日午後3時である。）を得て[redacted]病院にて治療中である。退院後も最低6ヶ月間は[redacted]病院にて通院加療を行うことが予定されており、その期間については「出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す」と診断された（別紙25：診断書）。懸念されている化学療法の副作用とは、主に白血球数の減少及びこれにより感染症のリスクであり、感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない（別紙26：聴取報告書）。

さらに、肝臓への移転を伴う進行性の胃癌という重篤な疾病であることから、上記最低6ヶ月間の通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も年単位の長期間にわたる闘病生活を送ることになる状況である。

4 公判前整理手続の進行状況の概要

本件各被告事件は公判前整理手続に付されており、第1回打合せ期日が10月5日に、第2回打合せ期日が11月9日に、第3回打合せ期日が12月9日にそれぞれ開催された（なお、第4回打合せ期日が令和3年1月18日に予定されている。）。

その間、検察官からは、5月18日付け証明予定事実記載書（別紙4）、6月30日付け証明予定事実記載書2（別紙5）及び10月26日付け証明予定事実記載書3（別紙6）並びに5月18日付け証拠調べ請求書（別紙7）、6月30

日付け証拠調べ請求書（別紙８）及び１２月１７日付け証拠調べ請求書（別紙９）が提出された。

他方、弁護人は、８月１４日付け予定主張記載書面（１）（別紙１）及び１１月６日付け予定主張記載書面（２）（別紙２）のほか、１０月１９日付け証拠調べ請求書（別紙３）並びに８月１４日付け証拠意見書（別紙１０）、１２月８日付け証拠意見書（別紙１１）及び１２月２５日付け証拠意見書（別紙１２）を提出した。

以上の結果、検察官の主張する本件要件の解釈、客観的構成要件該当事実、故意の内容とそれを推認させる重要な間接事実の内容並びにこれらを立証するという証拠の構造が明らかとなり、本件の争点がほぼ整理された。

５ 直近の打合せ期日の内容

（１）第２回打合せ期日の詳細は打合せメモ（別紙１３）記載のとおりであるが、同メモに詳しくあるとおり、本件における重要な争点は、

【争点①】

- ・貨物等省令（本件要件）の法的解釈（別紙１３・２頁ないし４頁）
- ・本件噴霧乾燥器の客観的性能（別紙１３・３頁）

【争点②】

- ・被告人らの認識（別紙１３・４頁ないし６頁）

と整理されている（なお、第３回打合せ期日メモ（別紙１４）・３頁も参照）。

（２）また、第３回打合せ期日においては、弁護人が事前に検察官に対して検察官が証人として予定している被告会社関係者を明らかにするよう求めたところ（１１月２７日付け求釈明書（別紙１５））、検察官より１２月９日付け求釈明に対する回答書（別紙１６）の提出があり、検察官が証拠請求する被告会社関係者の各調書の立証趣旨等が明らかとなった（なお、第３回打合せ期日メモ（別紙１４）・３頁ないし６頁も参照）。

6 弁護人の証拠意見

(1) 担当裁判官の意見

以上のように、本件では公判前整理手続の進展に伴い、本件要件への法的解釈と、その解釈との関係で本件噴霧乾燥器が本件要件を満たす客観的性能を有するか否かの客観面が重要な争点であることが明らかとなった。

そして、このような状況の下、担当裁判官からは、第2回打合せ期日において次のような発言があった（別紙13・7頁）。

- ・「当職としても、本件は、長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている。」
- ・「想像するに、客観的性能等に関する部分について実効的な罪証隠滅行為をすることは困難なのだろう」
- ・「争点②に関する検察官の主張には、法改正に伴う経産省担当者や会社関係者とのやり取りが間接事実として指摘されている。そうすると、その供述が有罪・無罪を左右する重要な証拠なのか、さほど影響を及ぼさない周辺的な証拠にとどまるのか、という切り分けが必要になるのだろう。」

（下線は弁護人による。）

(2) 弁護人の証拠意見の変更の経緯

かかる担当裁判官の意見に加え、第3回打合せ期日において検察官が被告会社関係者の各調書の立証趣旨を明らかにしたことから、弁護人は検察官に対し12月17日付け質問書（別紙17）（以下、「本件質問書」という。）を送付し、検察官から請求のあった「会社の従業員や関係者」11名のうち10名（[REDACTED]氏を除いている。理由は後述する。）に関する調書について弁護人が仮に証拠意見を変更した場合における各供述者の証人尋問請求の有無について質問したところ、12月23日、検察官は、弁護人が本件質問書記載の各人の調書に関する証拠意見を、更に別紙17記載のとおりに変更した場合は各人を証人請求しないとの回答があった（電話聴取書（別紙18））（以下、「本件回答」という。）。

弁護人は本件回答を踏まえ、12月25日付け証拠意見書（別紙12）（以下、「本件証拠意見」という。）を提出して証拠意見を変更した。

（3）本件回答と本件証拠意見の相違点

本件回答と本件証拠意見との間で有意な相違があるのは、■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）、■■■■（以下、「■■■■氏」という。）、及び■■■■（以下、「■■■■氏」という。）のみであり、本件質問書で回答を求めた10名中7名は証人尋問が行われない見込みである。

そして、後述第2・1・(3)・イのとおり、■■■■氏及び■■■■氏に関する本件回答と本件証拠意見との間の有意な相違点は、同人らの調書のうち、同人らが意見を述べた箇所（刑事訴訟法規則199条の13第2項第3号）及び同人らが直接体験しなかった事実に関して述べた箇所（刑事訴訟法規則199条の13第2項第4号）を不同意とした点に限られる。したがって、仮に同人らを証人請求したとしても検察官はかかる相違点（不同意部分）に関する尋問を行うことができないのであるから、実質的に同人らについて本件回答と本件証拠意見との間の有意な相違はないといえる。したがって、同人らについても証人尋問が行われない蓋然性が高いといえるし、このような意見や推測に関して被告人が偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もない（付言すれば、■■■■氏及び■■■■氏は、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出しており、同人らの上司も同人らのかかる誓約を監視することを誓約している。）。

また、■■■■氏については、弁護人が取調請求する温度測定結果報告書（弁1、弁2）の作成者であり（別紙3：10月19日付け証拠調べ請求書）、弁護人からも証人として請求する予定であるため、調書に同意しなかったものであるが、後述第2・1・(3)・ウのとおり、■■■■氏は被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出する等しており、また■■■■氏の上司も■■■■氏のかかる誓約を監視することを誓約しているのであって、被告人が■■■■氏に対して何らかの働き掛けを行い得る可能性はないし、■■■■氏の供述内容からして実効性もない。

なお、検察官は、12月9日付け求釈明に対する回答書（別紙16）・6頁にて、■氏（甲36（別紙19-4））（以下、■氏という。）をも「被告会社関係者」と位置付けているが、弁護人は甲36を全部不同意としている。この点、■氏は平成15年の時点で被告会社を退社した元取締役であり、本件被疑事実当時（本件噴霧乾燥器の輸出当時）のはるか以前から現在まで被告会社に在籍しておらず、平成15年の退社時より被告会社と何らの関係も有していないし、被告人らにおいてその所在・連絡先すら知らない者である。このように、■氏は証人としての価値も著しく低い上に、到底「被告会社関係者」などとは言えないのであり、被告人らが同人に何らかの働き掛けを行うこと自体、不可能であるし、■氏においても被告会社と17年以上の長きに亘って何らの利害関係もないのであるから被告人らの働き掛けに応じる動機など考え難く、罪証隠滅の対象となる人物ではない。

7 保釈が認められるべきこと

前述のとおり、本件では既に6回の保釈請求が却下されているが、そのいずれもが「被告会社関係者」に対する働き掛け等の罪証隠滅の疑いを理由とするものであった。

しかし、弁護人が証拠意見を変更したことにより、そもそも被告人が働き掛けを行い得る可能性が想定できるのは■氏に限定されたと見えるところ、■氏は被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出する等しており、また■氏の上司も■氏のかかる誓約を監視することを誓約しているのであって、被告人が■氏に対して何らかの働き掛けを行い得る可能性はないし（なお、形式的に本件回答と本件証拠意見の相違がある■氏及び■氏も、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出しており、同人らの上司も同人らのかかる誓約を監視することを誓約している。）、そもそも■氏の供述内容からして罪証隠滅の現実的かつ具体的な可能性も実効性もない。

したがって、被告人に罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由（刑事訴訟法

第89条第4号)はない。

8 小括

以上のとおり、本件では公判前整理手続が進捗し、既に争点及び証拠構造が明らかとなっている。

そして、公判前整理手続による争点整理の結果、検察官が請求した被告会社関係者の調書はおおむね（部分）同意され、検察官は■■■■氏を除いては証人として請求しない蓋然性が高い状況となったと言える。

本件は、高齢の被告人に対する長期の勾留が続き、担当裁判官も「長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案である」と考えているのであり、抽象的な罪証隠滅のおそれをもって被告人の勾留を継続することは断じて許されない。

そして、次に述べるとおり、被告人が■■■■氏に対して何らかの働き掛け等を行い、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）はないと言えるのであるから、被告人の保釈は速やかに認められなければならない。

以下、詳述する。

第2 必要的保釈

1 被告人に罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）がないこと

(1) 罪証隠滅の相当理由については現実的かつ具体的な検討が必要であること

勾留は人の身体的自由を奪い自由刑と同じ苦痛を与えるものであるから、刑事訴訟法第89条第4号に定める保釈の除外事由に関する要件は厳格に解すべきであり、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」が認められるためには、被告人が罪証隠滅の対象となり得る証拠につき、罪証隠滅行為に実効性が認められることが必要である。

そして、このような罪証隠滅行為の実効性に関し、最高裁判所は、近時、以下の2つの重要な判断を示している。すなわち最一決平成26年11月18日（刑集68巻9号1020頁）（以下、判例①）、最三決平成27年4月15日（裁判集刑事316号143頁）（以下、判例②）である。

判例①は、保釈についての特別抗告審の判断である。この事案では、原々審が、当該被告人が「実効性のある罪証隠滅行為に及ぶ現実的可能性は高いとはいえないこと」等を考慮して保釈を認めたのに対し、原審（抗告審）が保釈請求却下の判断をしたものであるが、この原審の判断について最高裁は「原々審の判断が不合理であるとはいえない」として、原決定を取り消した。また、判例②も保釈についての特別抗告審の判断であるが、この決定においても最高裁は、罪証隠滅行為の実効性を具体的に考慮して保釈を認めた原々審の判断が不合理なものではないと判断した。

これらの判断そのものは、保釈許可決定に対する抗告審の判断手法及びその裁量の範囲について示したものであるが、最高裁が、保釈の判断における罪証隠滅の可能性について、各事例の原々審がしたように、罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な実効性を要求していることは明らかである。

したがって、当然ながら本件においても、被告人の罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な実効性の有無が検討されなければならない。

（2）本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠

前述のとおり、本件の最大の争点は法解釈であるが、これは事実認定を要する争点ではない。本件で想定し得る事実認定上の争点は、（本件要件ハの法解釈を踏まえた上で）①本件噴霧乾燥器が客観的に本件要件ハに該当する性能を有しているか否かと②被告人の認識（故意及び共謀の有無）である。

したがって、本件の争点との関係で罪証隠滅の対象となり得る具体的事実としては、（ア）本件噴霧乾燥器の客観的性能、（イ）被告人の同性能に関する認識及び（ウ）共謀が想定される。

この点、本件では、被告人らの逮捕前、1年以上にもわたる長期の任意捜査が先行して行われており、その間複数回の搜索差押が実施され、被告人の居宅や被告会社オフィスからは大量の書証や証拠物が押収されており、もはや本件に関する書証・証拠物で押収すべきものは存在しないのであるから、これら押収済みの証拠については被告人による隠滅の可能性は皆無である。また、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅も不可能である（検察官は本件噴霧乾燥器の同型機による実験を行っている（甲5、甲8、甲9、甲42、甲43等）。）。

また、経済産業省の職員など被告会社の役員及び従業員以外の者については、被告人はこれらの者の所在を知る由もなく接触する可能性はそもそも皆無である（念のために付言するが、弁護人は、上記の者らの住居等を被告人に知らせておらず、今後も知らせることはない。）し、常識的に考えて偶然に顔を合わせることもあり得ない。また、これらの者が被告人の口裏合わせの求めに応じる理由もない。

なお、前述第1・6・(3)のとおり、■■■■氏（甲36（別紙19-4））は、平成15年の被告会社取締役退任時から現在まで17年以上の長きに亘り被告会社と何らの関係も有していないし、被告人らにおいてその所在・連絡先すら知らない者であって、到底「被告会社関係者」などとは言えないのであり、被告人が接触する可能性はそもそも皆無である（念のために付言するが、弁護人は、同人の住居等を被告人に知らせておらず、今後も知らせることはない。）し、常識的に考えて偶然に顔を合わせることもあり得ない。また、同人が被告人の口裏合わせの求めに応じる理由もない。

したがって、本件で罪証隠滅の対象として想定し得るのは、相被告人及び被告会社の役員・従業員その他関係者（■■■■氏を除く。）ということになる。

（3）被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれがないこと

ア 総論

前述第1・6・(3)のとおり、弁護人が本件証拠意見により証拠意見を変更した結

果、検察官の本件回答と相違がある被告会社の役員・従業員及び関係者は、■■■■氏、■■■■氏及び■■■■氏のみであり、同人らを除く被告会社関係者7名は証人として請求されない見込みであり、そもそも罪証隠滅の対象となり得ない。

したがって、被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれは、被告人の■■■■氏、■■■■氏及び■■■■氏に対する罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な可能性及び実効性の有無を検討すれば足りることになる。

そして、前述のとおり、■■■■氏（甲34）（別紙19-3）及び■■■■氏（甲61）（別紙19-9）については、本件回答と本件証拠意見とに有意な相違がある点は、同人らの調書のうち、同人らが意見を述べた箇所（刑事訴訟法規則199条の13第2項第3号）及び同人らが直接体験しなかった事実に関して述べた箇所（刑事訴訟法規則199条の13第2項第4号）を不同意とした点に限られる。したがって、仮に同人らを証人請求したとしても検察官はかかる相違点（不同意部分）に関する尋問を行うことができないのであるから、実質的に同人らについて本件回答と本件証拠意見との間の有意な相違はないと言えるし、このような意見や推測に関して被告人が偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もない（付言すれば、■■■■氏及び■■■■氏は、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出しており、同人らの上司も同人らのかかる誓約を監視することを誓約している。）。

また、■■■■氏については、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出する等しており、また■■■■氏の上司も■■■■氏のかかる誓約を監視することを誓約しているのであって、被告人が■■■■氏に対して何らかの働き掛けを行い得る可能性はないし、そもそも■■■■氏の供述内容からして罪証隠滅の現実的かつ具体的な実効性もない。

以下、更に詳述する。

イ 〇〇氏及び〇〇氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと

(ア) 〇〇氏について

〇〇氏の調書（甲 3 4）（別紙 1 9 - 3）について本件回答と本件証拠意見との間に相違があるのは、① 2 頁下から 4 行目「ありき」、同頁下から 2 行目「ありき」、4 頁上から 1 1 行目「ありき」、② 3 頁上から 4 行目「が、可能性」から同頁上から 5 行目「思います。」まで、並びに③ 3 頁上から 8 行目「ので、大川原化社長」から同頁上から 1 0 行目「考えられません。」まで、の各不同意部分である。

まず上記①は、「ありき」との評価ないし意見を含む表現のみ修正するものであり実質的に内容の変更はない。

次に上記②は、「可能性があるのは、大川原社長、相嶋静夫取締役、島田取締役のうちの誰かだったと思います」との〇〇氏の意見ないし推測に亘る箇所を不同意としたものである（事実の記憶としては直前箇所に、「誰であったかは覚えていません」との記載がある。）。

そして上記③は、「大川原社長以外で輸出管理規制について意見を言う人がいたとすれば、島田取締役と相嶋取締役以外には考えられません」との〇〇氏の意見ないし推測に亘る箇所を不同意としたものである（事実の記憶としては直前箇所に、「当時、相嶋取締役は会社に不在がちな大川原社長に代わって、社内をとりまとめる力を持っていましたし、島田取締役は輸出管理規制について経産省とやりとりをしていました」との記載がある。）。

このように、本件回答と本件証拠意見との有意な相違点は、〇〇氏が意見を述べた箇所（刑事訴訟法規則 1 9 9 条の 1 3 第 2 項第 3 号）及び〇〇氏が直接体験しなかった事実に関して述べた箇所（刑事訴訟法規則 1 9 9 条の 1 3 第 2 項第 4 号）を不同意とした点に限られる。したがって、仮に〇〇氏を証人請求したとしても検察官はかかる相違点（不同意部分）に関する尋問を行うことができないのであるから、実質的に〇〇氏（甲 3 4）について本件回答と本件証拠意見との間の有意な相違はないと言えるし、このような意見や推測に関して被告人が偽証等

を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もない。

また、■■■■氏は、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出しており（添付資料：■■■■氏誓約書）、■■■■氏の上司に当たる被告会社代表取締役■■■■■■■■■■（以下、「■■■■氏」という。）も■■■■氏のかかる誓約を監視することを誓約している（添付資料：■■■■氏誓約書）のであるから、この観点からも、被告人が■■■■氏に対して偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もないと言える。

（イ）■■■■氏について

■■■■氏の調書（甲 6 1）（別紙 1 9 - 9）について本件回答と本件証拠意見との間で相違があるのは、① 5 頁下から 1 行目「が、おそらくは、」から 6 頁上から 1 1 行目「ありません。」まで、② 調書添付資料 3、の各不同意部分である。

まず上記①は、平成 2 4 年 1 月 2 4 日の「経済産業省やシステックの方々が当社を訪問」した際のやりとりに関し、（a）（被告島田が）「おそらくは、「訪問記録」や「打合覚書」に記載のある内容を述べたのだと思います」との箇所、及び（b）「今、改めて「訪問記録」や「打合覚書」に記載の内容を確認しましたが、島田さんが発言していない内容が記録に残っていると言える部分はありません」との箇所を不同意としたものである。この点、■■■■氏の事実の記憶としては、直前箇所に、平成 2 4 年 1 月 2 4 日の訪問時のやり取りに関して、「島田さんがどのような意見をシステックや経済産業省の方々に述べたかは覚えていません」と既に記憶が失われている旨を明確に述べている。したがって、上記（a）及び上記（b）はいずれも、「訪問記録」や「打合覚書」を見た上で■■■■氏の意見ないし推測であり事実の記憶ではないと言うほかない。

次に上記②は、同添付資料が安全保障貿易情報センター（CISTEC）所属の■■■■■■■■■■氏の作成に係る議事録であり、同議事録の内容については作成者である■■■■■■■■■■氏の尋問を経る必要があるために不同意としたものである。付言すれば、同添付資料は、上記①の不同意部分を除いた結果、■■■■氏の供述内容との関係で引用も

なされておらず必要性もない。

このように、本件回答と本件証拠意見との有意な相違点は、■氏が意見を述べた箇所（刑事訴訟法規則 199 条の 13 第 2 項第 3 号）及び■氏が直接体験しなかった事実に関して述べた箇所（刑事訴訟法規則 199 条の 13 第 2 項第 4 号）を不同意とした点に限られる（なお、添付資料 3 は■氏の供述証拠だからである。）。したがって、仮に■氏を証人請求したとしても検察官はかかる相違点（不同意部分）に関する尋問を行うことができないのであるから、実質的に■氏（甲 61）について本件回答と本件証拠意見との間の有意な相違はないと言えるし、このような意見や推測に関して被告人が偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もない。

また、■氏は、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出しており（添付資料：■氏誓約書）、■氏の上司に当たる被告会社海外営業部部責の■氏（以下、「■氏」という。）に加えて、■氏も、■氏のかかる誓約を監視することを誓約している（添付資料：■氏誓約書、■氏誓約書）のであるから、この観点からも、被告人が■氏に対して偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もないといえる。

（ウ）小括

以上のとおり、■氏（甲 34）（別紙 19-3）及び■氏（甲 61）（別紙 19-9）については、本件回答と本件証拠意見とに有意な相違がある点は、同人らの調書のうち、同人らが意見を述べた箇所及び同人らが直接体験しなかった事実に関して述べた箇所を不同意とした点に限られる。したがって、仮に同人らを証人請求したとしても検察官はかかる相違点（不同意部分）に関する尋問を行うことができないのであるから、実質的に同人らについて本件回答と本件証拠意見との間の相違はない。

また、このような意見や推測に関して被告人が偽証等を働きかける現実的かつ具体的な可能性も実効性もない上に、■氏及び■氏は、被告人と一切の連絡

・接触を行わない旨の誓約書を提出しており、同人らの上司も同人らのかかる誓約を監視することを誓約している。

したがって、被告人が同人らに対して何らかの働き掛け等を行い、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）はないといえる。

ウ ■■■氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと

(ア) ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的可能性がないこと

■■■氏は、被告会社のエンジニアリング部に所属する従業員であるが、被告人が保釈された場合には、同人と一切会わず、電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないことを誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

また、■■■氏の直接の上司である被告会社エンジニアリング部部責の■■■氏（以下、「■■■氏」という。）は、被告人が保釈された場合に、■■■氏が被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行う旨を誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

そして、被告会社の専務代表取締役であり現在の被告会社のトップである■■■氏（以下「■■■氏」という。）は、被告人が保釈された場合に、被告会社従業員に対して被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法によっても接触しないよう通達するとともに、■■■氏が被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行う旨を誓約し、あわせて、被告人が被告会社に訪れたとしても入館を拒否し、社内の電子メールもチェックするなどの必要な措置を講じることを誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

このように、■■■氏本人が被告人と一切の連絡接触を行わない旨を誓約しているだけでなく、その上司である■■■氏及び■■■氏がかかる■■■氏の誓約の履行を監視監督し、物理的にも■■■氏が接触を行われないよう必要十分な措置を講じると誓約しているのであるから、被告人が保釈された場合に、被告人が証拠隠滅を図って■■■氏に接触すること自体が著しく困難であり、罪証隠滅の現実的な可能

性がないのは明らかである。

(イ) ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的かつ具体的な実効性がないこと

(a) 検察官が■■■氏に関して証拠調べ請求した調書は、甲 5 7（別紙 1 9－7）及び甲 5 8（別紙 1 9－8）である。

(b) この点、甲 5 8 の立証趣旨は、「L－8 i 型噴霧乾燥機ではアトマイザを交換して平均粒子径 1 0 μ m 以下の粒子を製造することが可能であること」（求釈明に対する回答書（別紙 1 6）・4 頁）と推察されるが、かかる客観的事実は弁護人が既に同意している甲 4 1（別紙 2 0）により容易に立証可能であり、かかる立証趣旨との関係で甲 5 8 の証拠価値は非常に低い（なお、かかる客観的事実について被告人も争っていない。）。

また、検察官は「被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥機の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥機の要件該当性に関して述べるところが、これらの者と同様かそれ以上の知識・経験を有する被告人ら 3 名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら 3 名の故意等を立証するのに必要である」と述べるが（求釈明に対する回答書（別紙 1 6）・5 頁）、甲 5 8 に■■■氏が「本件噴霧乾燥機の要件該当性」に関して述べた箇所はそもそも存在しないし、甲 4 1（別紙 2 0）により容易に立証可能な被告会社の製品の客観的性能に関する被告人の認識について、敢えてこのような間接的な推認を行う必要性も考え難く、検察官は、証人尋問の対象をできるだけ残して不当に罪証隠滅の対象を作出しようとしていると言わざるを得ない。仮にこの点について被告人が■■■氏に偽証を働きかけるというのであれば、エンジニアリング部に所属する技術者である■■■氏が甲 4 1（別紙 2 0）により容易に立証可能な被告会社の製品の客観的性能について知らなかったと偽証させるということになるのであろうが、そのような無意味な偽証を行わせる現実的かつ具体的な実効性がないことは明らかであろう。

(c) また、甲 5 7 の立証趣旨は、「平成 2 8 年 7 月にシステックからの質問に対し

回答した経緯」（求釈明に対する回答書（別紙１６）４頁）と推察される。

この点、かかる■■■■氏のシステックに対する回答の内容自体は、客観的に書面が存在する（別紙１９－７の資料２）。

また、かかる立証趣旨の必要性について検察官は、■■■■氏が「同回答への被告人島田の関与の程度等も述べており、被告人島田の要件該当性に関する認識を立証するのに必要である」と述べるが、甲５７に記載のある「同回答への被告人島田の関与」で有意なものは、①相被告人島田が■■■■氏に対して「この質問事項の中で私（弁護人注記：■■■■氏を指す。）に回答できる内容はとりあえず回答すれば良い」と言ったとの箇所（３頁）及び②■■■■氏が相被告人島田に対して「なぜ当社ではハの要件についてすべて非該当と判断しているのか」と尋ね、被告人島田が「「定置した状態」だから「分解しないで」という意味だ」「分解せずに殺菌できるものが規制該当だからな」と回答したとの箇所（３頁ないし４頁）にほぼ限られる。そして、上記①は相被告人島田の要件該当性に関する認識を推認させる内容ではないし、上記②について言えば、かかる相被告人島田の本件要件ハのうち「定置した状態で」との文言に関する理解は、被告人が予定主張記載書面（１）（別紙１）・５頁に記載した内容と同一であり、明らかに被告人らは争っておらず、被告人において■■■■氏に対し、相被告人島田がかかる内容を述べたとの供述を撤回するよう働きかける必要性は全く考えられず、そのような無意味な偽証を行わせる現実的かつ具体的な実効性はない。

また、検察官は甲５７の必要性について、「被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥機の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥機の要件該当性に関して述べるところが、これらの者と同様がそれ以上の知識・経験を有する被告人ら３名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら３名の故意等を立証するのに必要である」とも述べるが（求釈明に対する回答書（別紙１６）・５頁）、この点に関して、第３回打合せ期日において担当裁判官が次のように指摘している（別紙１４・５頁）。

「本日提出された回答書を見ると、被告会社の従業員が当時本件噴霧乾燥機の要件該当性についてこれぐらいの認識があつて、そうであればそれよりもよく知っている被告人らについては当然にこれぐらいの認識があつたはずだ、というような立証趣旨の証人が重複して何人も挙げられている。これらの元となる供述調書は、検察官の証拠構造型の証明予定事実記載書面にも記載されていないから、そもそも必要性があるのかという問題と、本当に全員調べる必要があるのかという問題がある。」（下線は弁護人による。）

かかる裁判官の指摘を踏まえれば、そもそも検察官が述べる上記の甲57に関する「必要性」は相当程度低いと言うべきであるし（さらに指摘すれば、他の会社関係者の供述調書は、10名中7名が証人請求されない見込みであり、■氏及び■氏についても証人請求が行われる必要性が低く、上記の「必要性」はこれらの者の各調書の記載で十分足りると考えるべきである。）、甲57における■氏の「要件該当性」に関する認識は、結局のところ、■氏のシステックに対する回答書（別紙19-7・資料2）の記載内容に尽きるのであつて、客観的証拠から明らかにできるし、かかる客観的内容に反する内容の偽証を被告人が働きかける現実的かつ具体的な実効性はない。

（ウ）小括

以上のとおり■氏については、■氏本人が被告人と連絡接触しないことを誓約し、■氏の上長も■氏と被告人とを連絡接触させないと誓約しているのであり、被告人に■氏に対する現実的な証拠隠滅の現実的可能性は極めて低い。

また、■氏の供述内容（甲57、甲58）から見ても、被告人が■氏に偽証等を働きかける現実的かつ具体的な実効性はないと言える。

したがって、被告人が自己の罪を免れるために■氏に何らかの働き掛けを行う客観的可能性もその実効性もなく、罪証隠滅のおそれはない。

エ 小括

以上のとおり、被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれ
は、被告人の■■■■氏、■■■■氏及び■■■■氏に対する罪証隠滅行為の現実的かつ具体的
な可能性及び実効性の有無を検討すれば足りるところ、同人らのいずれについても、
罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な可能性及び実効性はないと言える。

(4) 相被告人に関する罪証隠滅に具体的かつ現実的な実効性がないこと

ア 共謀との関係

検察官は、「被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要件には
該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、…被告人3名において、
同方針によることを合意した」（別紙4）との謀議行為を主張する。

しかし、前述のとおり、本件で被告人らの共謀の有無は主たる争点ではない。

本件で問題となっているのは、各被告人それぞれについて、本件噴霧乾燥器の
客観的性能についてどのような認識を有していたか（本件噴霧乾燥器が「定置し
た状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能」であることを示す具体的事実を
認識していたかどうか）であり（前述争点②）、そもそも被告人らは、被告会社
の噴霧乾燥器のうち、本件噴霧乾燥器を含む、特別設計でない標準の噴霧乾燥器
（定型機）に輸出許可が不要であるという認識の一致それ自体を争ってもいない。

さらに、実際上も、被告人らはこれまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口
裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していない上、被告人は取
調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このように、検察官の主張する謀議行為については、本件において重要な争点
ではなく、被告人において罪証隠滅を図った形跡すらないのであって、その立証
妨害のために罪証隠滅行為に及ぶ可能性はおよそ現実的なものではない。

イ 故意との関係

検察官は、従前、罪証隠滅の対象となる事実として、規制導入までの被告会社

と経済産業省との折衝経緯等、すなわち「被告会社は…自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実」や「これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等」（以下、この項において「本事実」という。）が、「要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実」であり、そのために相被告人と口裏合わせをするおそれがあると述べてきた（別紙 2 1：1 2 月 2 日付け保釈求意見）。

しかし、検察官によれば、被告会社と経済産業省との折衝経緯についてはメールや会議録等の客観的証拠があり、また被告会社が上記折衝の過程で提出したパブリックコメントの内容も明らかであって、相被告人間の口裏合わせによる罪証隠滅の実効性はない。

これに加えて、上記折衝経緯の相手方である経済産業省関係者に対する働きかけなど考えられず（仮にこれが行われれば、直ちに当該関係者から検察官に連絡が行くはずである。）、また、被告人ら自身も経産省との折衝があったことや、[REDACTED]を通じてパブリックコメントを行ったことについて争ってもいない（なお、[REDACTED]については、調書の部分同意の結果、証人尋問は行われない見込みである。）。

被告人らは、これまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していない上、被告人は取調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このような状況の下、本事実との関係で相被告人らと口裏合わせをする現実的可能性はないといえる。

ウ 小括

以上のとおり、公判前整理手続きの進捗に伴い明らかとなった争点及び証拠を具体的に検討すれば、被告人が自己の罪を免れるために相被告人に働きかける現実的かつ具体的な実効性がないことは明らかであり、被告人に罪証隠滅のおそれはない。

(5) 被告人の病状及び保釈条件

以上のとおり、本件において罪証隠滅の現実的かつ具体的な可能性は全くないものである上に、「進行胃癌」（別紙24：診断書）、肝臓への転移がある「多発肝転移」と診断されており（別紙25：診断書）[redacted]病院にて治療中である。退院後も最低6ヶ月間は[redacted]病院にて通院加療を行うことが予定されており、その期間については「出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す」るものであって（別紙25：診断書）、化学療法の副作用（白血球数の減少及びこれにより感染症のリスク）のため人との接触を極力避けなければならない（別紙26：聴取報告書）。肝臓への移転を伴う進行性の胃癌という重篤な疾病であることから、上記最低6ヶ月間の通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も年単位の長期間にわたる闘病生活を送ることになる状況である。被告人は現時点で満72歳であり、高血圧及び糖尿病の既往症がある上に、胃癌及びその治療の影響で極めて全身状態が悪く、そのような中で今後も闘病生活を続けていかなければならないものであって、罪証隠滅行為など行える状態ではない。これらのことから、被告人が罪証隠滅行為に及ぶことなどあり得ないことは明らかである。

これらに加え、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実に担保するため、以下の対処を行う予定である。

- ① [redacted] 所在の自宅、[redacted]
[redacted] 室所在の居宅、または [redacted]
[redacted] 所在の [redacted] 病院に在所し、
裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。転医した場合、転医先の医療機関名及びその所在地を、遅滞なく弁護人を通して裁判所に報告する。

- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は令和2年3月31日に期間満了により終了している。）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者（被告人の二男である相嶋■■■■を除く。）とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。
- ⑤ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じて、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑥ 上記①ないし⑤を確実に実施するため、同居の妻である相嶋■■■■が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば、被告人が被告会社に赴き相被告人や被告会社の役員・従業員と接触することも、電話やメール等の手段によって接触することもなく、また、被告会社所在地と被告人の住所とは十分に離れており相被告人や被告会社従業員と偶然に接触することもないから、これらの者と口裏合わせを行うことはない。そして、被告人の住居から被告会社に移動するには相当程度の時間がかかるから、監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし、電話やメール等についても、受信者側のサーバーや通信会社には記録が残り、これを隠滅することは不可能であるから、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスク（仮に保釈条件に違反して保釈が取り消され再度身体拘束を受けた場合、以後保釈や勾留執行停止が認められなくなって十分な治療を受けられなくなる可能性があり、そうなればまさに命に関わるのであるから、再度の身体拘束は被告人にとって極めて強力かつ致命的な制裁のリスクとなる。）と相まって、上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

また、被告会社関係者との関係で言えば、被告会社の専務代表取締役であり現

在の被告会社のトップである■■■■氏が、被告人が保釈された場合に、被告会社従業員に対して被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法によっても接触しないよう通達し、あわせて、被告人が被告会社に訪れたとしても入館を拒否し、社内の電子メールもチェックするなどの必要な措置を講じることを誓約している（添付資料：■■■■氏誓約書）のであるから、かかる観点からも上記条件は担保されているといえる。

さらに、相被告人らにもほぼ同一の保釈条件を付せば、相被告人らと接触することもない。すなわち、相被告人の住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし、相被告人大川原の住居は神奈川県■■■■であり、相被告人島田の住居は神奈川県■■■■であるから、例え偶然であっても上記両名らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって、相被告人との接触禁止についても、相被告人にも同様の保釈条件を付すことで、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

なお、検察官は、上記保釈条件について、「それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができない」と述べるが（別紙２１（１２月２日付け保釈求意見）・２頁）、かかる厳しい保釈条件があるにもかかわらず、想定される具体的な通謀の方法を何ら述べることもなく「通謀を防ぐことができない」と言うのみであり、言い掛かりというほかない。なお、日産自動車元会長の海外逃亡との比較で言えば、同元会長が保釈条件の下、他の同様の保釈条件を課された相被告人と口裏合わせのために通謀したとの事実は認められていないはずであり、他の相被告人らにも被告人と同様の厳しい保釈条件を課せば、罪証隠滅行為に及ぶことはあり得ないと言える。

また、検察官は、「被告人らが本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性がある」ために被告人が罪証隠滅に及ぶ可能性がある等と主張するが（別紙２１（１２月２日付け保釈求意見）・２頁）、本件は既に被告人らの逮捕がテレビニュース等で一方的に報道されているのであ

り（別紙２２）、仮に被告人らが本件により処罰されることとなっても、現状以上に「被告会社の経営」に「重大な影響」がある可能性はむしろ低いといえるし、仮に検察官の主張が通るなら、人が処罰されればその関係者等に何かしらの影響が及ぶのは必至なのだから、起訴された者には全て罪証隠滅のおそれがあることになってしまう。かかる検察官の指摘は何らの具体的根拠にも基づかないものであり極めて失当である。

（６）小括

以上のとおり、被告人が自己の罪を免れるために被告会社関係者ないし相被告に働きかける客観的可能性もその実効性もなく、被告人において罪証隠滅のおそれはない。

２ 結論

以上のとおりであるから、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法８９条４号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

第３ 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

- 1 万が一、刑事訴訟法第８９条第４号に該当するとしても、職権による保釈（同法第９０条）が相当である。
- 2 被告人は、肝臓への転移を伴う進行胃癌を発症し、現在[redacted]病院にて化学療法による治療を受けており（別紙２５：診断書、別紙２６：聴取報告書）、最低６ヶ月間は[redacted]病院にて通院加療を行うことが予定されているところ、その期間については「出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す」と診断されている（別紙２５：診断書）。懸念されている化学療法の副作用とは、主に白血球数の減少及びこれにより感染

症のリスクであり、感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない(別紙26：聴取報告書)。

さらに、肝臓への移転を伴う進行性の胃癌という重篤な疾病であることから、上記最低6ヶ月間の通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も年単位の長期間にわたる闘病生活を送ることになる状況である。

被告人は満72歳と高齢で、高血圧症、糖尿病等の既往症もある。令和2年3月11日から現在まで8ヶ月以上もの長期にわたる身体拘束の負担を受け、体力が極めて低下している。その上、進行胃癌からの出血によって、令和2年9月25日から同年10月1日にかけて合計1200ccの輸血を必要とする程の貧血症状が生じ、同年11月10日に至っても「出血性貧血」と診断されている(別紙25：診断書)。胃癌の影響はもとより、高齢であること、既往症、長期間の身体拘束による負担、出血性貧血等により、被告人の全身状態は著しく悪化しており、心身ともにもはや限界である。

多大な副作用を伴う化学療法に耐えられるか不明であり、万が一、化学療法に耐えられないということになると、余命幾ばくもない状態に陥ってしまう。

そうでなくとも、高齢の被告人が肝臓転移のある進行胃癌を発症していることから、医師より、化学療法が奏功しても余命3年程度との宣告を受けている。

- 3 以上のとおり、全身状態が悪化しており、かつ化学療法の副作用である白血球数の減少によって感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しいものである。

特に、現在もなお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず(現在、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、感染者数は再度激増しており、しかも東京都での感染者が最も多く確認されているのであるから、このような状況下においては、新型コロナウイルスに感染する危険性、それによる死亡の危険性は依然として重大な問題として認識されねばならない。)、しかも同感染症に対する有効な対策も未だ確立されていない。同ウイ

ルスは感染後症状が出るまでの潜伏期間にばらつきがあり、かつ無症状の保菌者も存在し得るのであるから、感染者を事前に見つけ出し隔離措置をとることは事実上不可能であり、拘置所管理者の対応によって感染を防ぐことも期待できない。それどころか、拘置所の職員自身が保菌者・感染者となって、被留置者に感染させる危険すらあるのである（この危険は、過去に警視庁赤坂警察署の警察官、同武蔵野警察署の警察官及び大阪拘置所の刑務官が感染していたように、現実のものとなっている。）。そのような状況下で、胃癌を発症しかつ化学療法の副作用で感染症のリスクが高い被告人を、不特定多数者との接触が不可避免的に生じる勾留生活を強いることは、被告人を強度の感染リスクにさらすのみならず、被告人の生命への高度の危険を生じさせることに外ならない。感染・発症してから治療措置をとるというのでは遅きに失するのである。

- 4 現在、被告人は勾留執行停止を得て[REDACTED]病院にて治療しているが、被告人及びその家族は、勾留執行停止がいつまで継続するのか、もしかしたら勾留執行停止が終了し治療中であるにもかかわらず再度身体拘束されるのではないかと、先の見えない身体拘束の不安とも戦いながら闘病している状況である。

全身状態が悪化しており、かつ化学療法の副作用である白血球数の減少によって感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しく、被告人及び家族の不安は極めて切実なものである。

被告人を保釈して上記の不安を払拭した上で治療に専念させ、少しでも体調を改善させて、胃癌の悪化を食い止めることが、被告人及び家族にとっても、本件の刑事裁判にとっても必要不可欠である。

第4 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

- | | |
|---|-----|
| 1. 誓約書 | 1 通 |
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |
| 4. 誓約書（ 氏） | |
| 5. 誓約書（ 氏） | |
| 6. 誓約書（ 氏） | |
| 7. 誓約書（ 氏） | |
| 8. 誓約書（ 氏） | |
| 9. 誓約書（ 氏） | |

以上

誓 約 書

令和 2 年 12 月 25 日

東京地方裁判所刑事第 14 部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴され勾留中ですが、保釈が許可された場合は、裁判所の指示に従って生活し、裁判の日には必ず出頭すること、下記事項を遵守することを固く約束します。

記

- ① 身元引受人である妻の [REDACTED] と共に自宅に居住し、裁判所の許可なくして外泊、転居を行わない。
- ② 被告会社の本社、営業所その他の施設には、裁判所の許可なくして出社をしない。
- ③ 共犯者とされている島田順司及び相嶋静夫とは、電話、手紙その他いかなる方法でも接触をしない。
- ④ 被告会社との連絡は、これまで本件につき参考人取調べを受けていない被告会社管理部所属の [REDACTED] 又は [REDACTED] との間で、決裁業務その他代表取締役に関する業務についてのみ行い、その他の被告会社役員及び従業員との間では、弁護士を介することなく一切連絡を行わない。
- ⑤ 被告人の通話履歴及び電子メールの受送信履歴を、必要に応じて裁判所に提出する。
- ⑥ 上記①ないし⑤を確実に実施するため、同居の妻である [REDACTED] が身元引受人として監視監督する。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

大川原 正明



身元引受書

令和2年/2月25日

東京地方裁判所 御中

被告人 大川原 正明

上記被告人は、外国為替及び外国貿易法違反等被告事件について、東京拘置所に勾留されておりますが、保釈許可がありました場合、私が被告人の身柄を引き受け、罪証隠滅、逃亡など決してさせないこと、被告人を裁判所に出頭させること、その他裁判所の指示に従うことを誓約いたします。

(住所)

[Redacted Address]

(氏名)

大川原

[Redacted Surname]

(被告人との関係)

妻

資料 3

氏名	大川原	昭和27年
----	-----	-------

〒140-0000	東京都中央区	本町	1-1-1	公明党支部	第124号
-----------	--------	----	-------	-------	-------

備考	

以下の部分を使用して投票用紙に関する意図を記載することができます(記入は自由です)。
 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
 1. 私は、投票用紙が心臓が停止した状態のいずれでも、移譲のために投票を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移譲のために投票を提供します。
 3. 私は、投票を提供しません。
 (1又は2を囲んだ方で、提供したくない内容があれば、×をつけてください。)
 [心臓・肺・肝臓・胃(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・腎臓]

(印記欄) (署名欄)
 (署名年月日) 年 月 日

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社のエンジニアリング部において勤務しておりますが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合には、同人らと一切会わず、電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないことを約束します。

また、大川原化工機株式会社の現代表取締役である[REDACTED]及びエンジニアリング部の部責である[REDACTED]の指揮監督の下で業務を行うことも、併せて約束します。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社のエンジニアリング部の部責ですが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合は、エンジニアリング部所属の[REDACTED]が上記3名と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行います。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社の代表取締役ですが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合は、会社従業員に対して上記3名と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法によっても接触しないよう通達するとともに（但し、管理部所属の[REDACTED]又は[REDACTED]と大川原正明との間の決済業務その他代表取締役の業務に関する連絡は除きます。）、特に[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]については上記3名との接触を防ぐため日々の業務につき指揮監督を行います。

また、大川原正明、島田順司及び相嶋静夫が、大川原化工機株式会社本社その他関係施設に来訪した場合には入館を拒否します。さらに、上記3名と会社関係者の接触防止のため、社内メールのチェックその他の必要な措置を講じます。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社の海外営業部において勤務しておりますが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合には、同人らと一切会わず、電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないことを約束します。

また、大川原化工機株式会社の現代表取締役である [REDACTED] の指揮監督の下で業務を行うことも、併せて約束します。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社の管理部の部員として勤務しておりますが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合には、同人らと一切会わず、電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないことを約束します。

また、大川原化工機株式会社の現代表取締役である[REDACTED]の指揮監督の下で業務を行うことも、併せて約束します。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

誓 約 書

令和2年12月25日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪及び関税法違反の罪により起訴された大川原化工機株式会社の海外営業部の部責として勤務しておりますが、大川原正明、島田順司、相嶋静夫が保釈された場合は、海外営業部所属の[REDACTED]が上記3名と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行います。

以上

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]